

平成17年1月1日 vol.9

CONTENTS

年頭のごあいさつ
会長・副会長

合併に関する第2回住
民説明会の状況

風連町での「住民投票」
実施について



昨年五月十日の合併協議会では、風連町と名寄市の合併について町民の意思を問う住民投票条例が可決成立し同日付で施行・公布されました。2月上旬に実施予定の「住民投票」に向けては、町として、これまで協議されてきた合併協議の内容のほか、町が単独で自治を選択した場合のシミュレーションなどについて事前説明を行い、できる限りの情報を提供したうえで選択を求めていくとしています。条例に定められた具体的な内容は、下記のとおりとなっています。

「未来に羽ばたく、新市誕生を目指して」
明けましておめでとございます。皆様には、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年一月、上川北部六市町の合併協議会が、小単位規模で協議することを確認し解散して以降、下川町・風連町・名寄市の協議を経て、風連町と名寄市は、七項目の基本的確認事項のもとに、三月三十日、合併協議会を設置し、百有余年の歴史を踏まえ、双方の資源を活かしながら、それぞれが役割を担い共に発展することを基本とする「新しい自治の姿」を創設する協議がスタートしました。

以来、四月十六日の第一回協議会から、三つの小委員会を中心に協議が重ねられ、時には激論に至る場面もあり、それぞれの市町や個々の思いなど論議を尽くし、十一月九日の第四回の協議会において必要な協議を整え、この結果をもとに十一月二十九日から双方の「まちづくり懇談会」などの各種説明に入らせていただきました。

まちづくり懇談会には、風連町二百六十六名、名寄市三百四十七名の方々にご参集いただきましたが、この他数多くの団体の皆様にも、機会をつくっていただき、説明をさせていただいております。これまでの説明会では、主に歴史を閉じることの寂しさや、不安、心配を越えて、信頼を基本とした新しいまちづくりへの第一歩を踏み出そうとのご意見が多く、協議結果へのご理解がなされたものと、心から感謝を申し上げます。

昨年五月十日の合併協議会では、風連町と名寄市の合併について町民の意思を問う住民投票条例が可決成立し同日付で施行・公布されました。2月上旬に実施予定の「住民投票」に向けては、町として、これまで協議されてきた合併協議の内容のほか、町が単独で自治を選択した場合のシミュレーションなどについて事前説明を行い、できる限りの情報を提供したうえで選択を求めていくとしています。条例に定められた具体的な内容は、下記のとおりとなっています。



平成十七年一月

風連町・名寄市合併協議会

会長 名寄市長 島 多慶志
副会長 風連町長 柿川 弘

風連町で「住民投票」が実施されます。

風連町では、12月21日に開かれた町議会で「風連町と名寄市の合併について町民の意思を問う住民投票条例」が可決成立し同日付で施行・公布されました。

2月上旬に実施予定の「住民投票」に向けては、町として、これまで協議されてきた合併協議の内容のほか、町が単独で自治を選択した場合のシミュレーションなどについて事前説明を行い、できる限りの情報を提供したうえで選択を求めていくとしています。

条例に定められた具体的な内容は、下記のとおりとなっています。

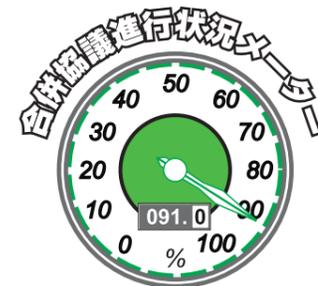
『住民投票の要項』

Table with 2 columns: 条例の名称, 条例公布日, 投票の執行, 投票の期日, 投票資格者, 投票の方式, 不在者投票, 成立の要件, 投票の結果

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則公開となっています。傍聴を希望される方は直接会場へお越し下さい。なお、会場の規模によって人数制限を設ける場合がありますのでご了承下さい。

第5回合併協議会は2月中旬を予定しております。詳しくはお問い合わせ下さい。問い合わせ先 風連町・名寄市合併協議会事務局または 風連町役場・名寄市役所内合併担当窓口



今月までの協議進行状況を表現しています。(目安です！)

協議会ホームページをご活用下さい

合併協議会のホームページを開いています。各会議日程や資料・会議録などを出来るだけ早くお伝えしていきます。下記のアドレスからアクセスして下さい。また、協議会事務局へのメールも送ることができます。皆さまのご意見をお待ちしております。

風連町・名寄市 合併協議会だより Vol.9

平成17年1月1日

風連町・名寄市合併協議会 tel 01654-9-4660 fax 01654-9-4665 〒096-0023 北海道名寄市西13条南4丁目 名寄市民文化センター2F ホームページ http://fuuren-nayoro.jp E-mail ny-gappei@city.nayoro.lg.jp

合併について
風連町の方には「吸収される」との不安があると聞く。メリットを具体的に説明すべき。
大局的に見て合併しなければやっていけないと思う。一緒にやっていくという基本が重要では。

昭和の合併時には「市」になるという目標がありました。今回は、大変厳しい財政状況の中で、現状の住民サービス水準を少しでも長く維持するため、決してバラ色のグラウンドデザインをお示しできるものではありません。また、特に少子・高齢化、道州制や地方分権時代に対応できる自治体となるためにも必要な合併です。

住民投票について
風連町の住民投票で「合併しない」となった場合、名寄市の対応は。柿川風連町長は「合併に賛成の票が7割を超えるよう努力したい」と述べています。しかし、もし合併とならなかつた場合には、行財政改革を強力にすすめる必要があります。

議会について
議員の任期特例中は最大で36名の議員数だが、議場・会派室はどうするのか。報酬については、同じ仕事で報酬が違つてよいのか。現議場は30人までは対応可能です。在任特例期間中は市の各種会議室の使用も検討されます。

報酬は、議員数や選挙区の設置などと共にまとめられ、合併協議のスムーズな進行の大きな要因となりました。確かに同じ市の議員で報酬が異なることには疑義がありますが、報酬を高くも検討されます。

い方に揃えて、後にリコールとなった例も少なくありません。

自治組織について
ひとつの市の中でタイプの違う2つの自治体の形でやっていけるのか。地域自治組織は町内会とは別組織として設置なのか。また、町内会と自治組織が並行して活動するのか。風連町の合併特例区は、合併によって地域が急激に変化することを避ける要素もあり、5年間で徐々に新市の一体感を高めていくことになりま。

期間終了後は風連町地区も地域自治体になります。町内会活動については今まで通りです。地域自治組織は市役所の下請けとなるものではありませ。

財政について
合併特例債の事業は決まっているか。新市で予定の主な事業を全部実施して財政的に大丈夫か。どの事業を行うかは、新市の総合計画の中で決められます。事業別に一般財源、過疎債、合併特例債で行うものがあり、目的に沿い効率的な資金を利用していくことになりま。

新市の財政計画では、普通建設事業費を合併特例債分を含み単年度約22億円を計上しました。さらに計画ですの合併特例債を全て利用したとして推



名寄市でのご意見・ご質問

計しています。

組織機構について
風連町に配置の2部ほどの分野か。用事のある人はそこへ行かなければならないのか。窓口業務は両市町に配置するが、期間は特例区期間の5年なのか。風連庁舎から職員が極端に減ること

を危惧する声に配慮し協議されたものです。両庁舎を有効活用し、窓口業務は、5年以降もそれぞれに置いてご不便をかけないようにします。風連町地区は農業が集積されていますので、この分野を置くことに異論はないと思われます。もうひとつの部については、業務量等もあり慎重に検討しています。

農林業について
合併する農協と連携し、名寄・風連がモチ米の生産団地としての結集を願う。両地域が一体となれば、相乗効果を発揮して生産団地としてより高い拠点性を発揮できます。

ごみの取扱について
最終処分場を風連と名寄で目的別に分けることだが、家庭用の持ち込み料金には風連町まで行くことも考慮して料金体系を考えてほしい。紙容器リサイクルについては、具体的にいつから取り組むのか。

最終処分場を延命するため、分別・再資源化を行い、徹底した減量化が必要。このための適切な料金の設定を検討していきます。

現在は、資源ごみにも多額の運送費や処理費がかかります。紙容器リサイクルには、ストックヤードの建設や細分別方法を研究する必要があります。平成17年度にモリル地区を設定し、徐々に全市に拡大していきます。

短大の4大化について
短大の4大化に向けて市長の大丈夫という明快な答えがほしい。大学設置についても風連町に充分周知していく必要がある。

大学は地域にとって重要な財産です。少子化状況の中で4大化に際して多くの議論がありました。現在の計画で決定しました。資金面では設置計画でも示したようにリニューアル債等、有利な資金を活用していく予定です。大学は若者定住の面からも大きな要素であり、平成18年度の開学に向け全力で取り組んでいます。

高校の問題について
風連高校は、合併後どうなるのか。市内に普通高校が2校となりますので、その場合には、道立高校としての存続は極めて難しい状況となる場合も予想されます。

地域として2校の存続が必要であれば市立化も含めて検討することになります。

第二回住民説明会でお寄せいただいた主な「ご質問・ご意見」

住民投票について

住民が主役としながら、なぜ早い時期に住民投票を判断しなかつたか。住民投票を否定していたわけではありませ。住民説明会等の意見交換を通し、必要性が感じられませんでした。

住民投票について町の考え方は。

議会で意見が分かれたり、争点があるわけではありませでしたので、住民投票を行う必要性はないとお答えしてきましたが、住民投票は住民の権利であり否定もしていません。今回は住民の方から議会に住民投票の要望があり、議会が住民投票の条例をつくることを決めました。

女性ネットの報道記事では、住民投票について「合併の内容がわからないのに判断はできない」との意見が掲載されていた。住民が判断し投票しなければならぬとなれば、合併について深く考える機会となる。そのためにも判断素材となる資料を提供してほしい。

議会と相談し資料の提供・出前説明会等を積極的に行つていきます。女性ネットの会合の場での発言として、住民説明会には家族代表が出席していることが多いので、なかなか内容がわからないとの声もありました。

合併後の不安について

特例区の5年間は、大丈夫だと思つが、6年目以降の住民負担や議員の数に不安を感じるが。

5年間で風連地区の自治を定着させていきます。6年目以降は市と制度が同じとなりますが、自治を維持していく必要があります。また、6年目以降

の制度は新市において風連町の議員も参加して決めることになりま。

合併不安の声も出てきているが、若者の将来を見据えての合併論議であるべきと考える。

合併してもしなくても若者が減れば地域は寂れます。

現在は少子高齢化が問題です。高齢化が今後も進めば誰が地域を支えるのかということになります。介護保険の仕組みも維持できなくなる可能性があります。

人口は都市に集中し、過疎地域では人口減が続くことになりま。単自治体として維持しているかといえは困難といわざるをえないと考えま。

今後最大限の努力を行い説明責任を果たしていきます。

特例債について

合併特例債の使い途は、人口減が進むなか、将来にわたつて有効活用できるかどうかわからないものを作り、維持管理費だけ高むのではないか。

合併によって必要となる事業が対象であり、協議が必要。それぞれの計画で対象となる事業、対象とならない事業の整理が必要で、対象とならない事業は過疎債等で行つていくことになりま。



風連町でのご意見・ご質問

名称変更について

新市の名称が名寄市になることで、住所を変更するための経費は。

表示の変更は、職権あるいは個人の申請で変更することになります。企業や団体のパンフレット、封筒などの負担は発生しませ。

情報提供について

広報紙や説明資料が配布されているが、家族の一部の目にしか留まらないので、老人クラブや婦人会などでも情報を周知してもらいたい。

現在、準備を進めており、今後、積極的に取り組んでいきます。

事業について

新市の事業量が名寄7対風連3とのことだが、風連で3割の事業を實際にできるか。風連も同様だが、名寄の商店街は大変寂れてきている。合併後どのようにまちづくりを進めていくのか。

商工会があり、行政だけで方針を出すことはできません。今後、商工会と協議して一定の方向性を出せると考えま。その時代に合った商業を考える必要があります。これは、今後のまちづくりの課題でもあります。中心市街地活性化事業は、新市建設計画にも盛り込まれていきます。

自治組織について

行政区・町内会、集会所施設について、「協議を重ねていく」としているが、どんな仕組み・スタイルなのか。風連には特例区が5年間置かれ、その間に新市において自治制度を作ることになりま。

そのための新しい条例を制定するときに、風連の議員も入つて条例を制定するので、風連に合わせるような条例が作られれば、風連としては移行しやすくなりま。

人件費について

人件費について、特別職、議員の報酬を今回削減するが、合併するしないに関わらず、人件費は削減しなければならぬと考える。ある程度上の年代の方の削減は仕方ないが、若い職員は上げていかなければならぬと思う。人件費はどのように削減するのか。

人件費については、既に2年程前に、職員からかつて無いほどの協力をいただいています。

もし、合併できなかった場合は、さらなる節減はもとより、住民の皆さんにも負担をいただかなければならなくなりま。

合併した場合についても、職員数は削減していくことになりま。

単独を選択する場合について
資料については、6月に説明していますが、いろいろな情報を出しているの、それらを整理して分かり易い資料を作成した中で、再度説明を行つていきます。